

発議第 2 号

瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 22 日 提出

瀬戸内市議会議長 殿

提出者 議会運営委員長 石 原 芳 高

（提出理由）

議会運営の協議に必要な人数の見直しにより、議会運営委員会の委員定数を改正するもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会委員会条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「7 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市議会委員会条例(平成16年瀬戸内市条例第170号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p> <p>3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。</p>	<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員の定数は、<u>8人</u>とする。</p> <p>3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。</p>